

「蕨市学校施設 LED 照明器具賃貸借」プロポーザルに関する質問回答書

令和 8 年 5 月 21 日(最終回答)

蕨市教育委員会

本事業の実施要領等に関して提出された質問、及びそれに対する回答を以下の通り公表します。
なお、本回答書の内容は、実施要領及び仕様書の補足又は解釈を示すものとして、これらと一体のものとして取り扱うものとします。

※ 質問者の名称については伏せて掲載しております。

※ 質問内容は要旨として内容をまとめた上で掲載しております。

No.	質問箇所	質問要旨	回答
1	実施要領 3p	契約締結後に照明器具メーカーによる価格改定(値上げ)があった場合、賃借料の増額等について協議の対象となるか。	原則として、協議の対象とはしません。 本事業の賃借料は、契約期間を通じて固定されるものであり、契約締結後の社会経済情勢の変化やメーカーによる価格改定等のリスクは、提案価格に含めて見込むものとします。ただし、契約締結時に通常予見し得ない著しい経済情勢の変動等が生じた場合は、必要に応じ、客観的資料に基づき協議を行うことがあります。
2	実施要領 3p	賃貸借料の支払いについて、期間中、均等月払い(毎月定額の支払い)という認識でよいか。	ご認識のとおりです。 ただし、詳細な支払い回数や支払期日については、選定後の契約締結時において、本市の会計規定に基づき受注者と協議の上で決定するものとします。
3	実施要領 3p	施工が完了した学校から、順次工事検収を実施することは可能か。	施工が完了した学校(またはブロック)ごとに、順次、工事検収(施工状況の確認)を実施することは可能です。ただし、全校の検収が完了するまでは事業全体の「完了」とはなりません。 なお、個別の学校の検収完了後から賃貸借期間開始までの間に生じた不具合等については、実施要領に基づき、適切に対応(原則として受注者負担)してください。

4	実施要領 3p	工事検収が完了した施設から順次、賃貸借期間(支払い)を開始することは可能か。それとも全施設一律での開始となるか。	各学校の工事検収時期にかかわらず、賃貸借期間は全施設一律で「令和 9 年 10 月 1 日から令和 19 年 9 月 30 日まで」とします。 本事業の予算および会計手続きは、全対象施設の更新完了を前提とした一括運用を想定しております。したがって、一部の施設で早期に工事が完了した場合であっても、当該施設の賃借料支払いが先行して開始されることはありません。賃貸借期間の開始までは「仮使用」の扱いとなります。
5	実施要領 4p	施工者の要件について、事業規模から判断し「特定建設業(電気工事業)」の許可を有していることが必須という認識でよいか。	「特定建設業」の許可に限定するものではありません。 仕様書に記載の通り「電気工事業の許可」を有していれば応募可能です。なお、本事業の実施にあたっては、建設業法等の関係法令に基づき、適切な施工管理体制を構築してください。
6	実施要領 4p	「リース事業者をグループの代表者とし事業全体について責任を負う」としているが、監理技術者の配置については、代表者(リース事業者)からではなく、実際に施工を担う役割会社(構成員等)が配置する形でよいか。	本事業全体の履行(契約上の義務)については、代表者であるリース事業者が一括して責任を負うものとします。 ただし、建設業法等に基づき現場に配置が義務付けられる監理技術者(または主任技術者)については、実際に施工を担う共同体構成員から、適切に配置することで差し支えありません。なお、その場合であっても、代表者は施工管理が適切に行われるよう、全体を統括管理する責任を負うものとします。
7	実施要領 5p	「本件と同規模以上の契約実績」とは、契約金額のことか、それとも事業規模(交換台数等)のことか。	「同規模以上の契約実績」とは、契約金額のみならず、施工対象施設数や照明器具の交換台数等の事業規模を含めて総合的に判断します。

8	実施要領 6p	公平な比較のため、器具サイズ、膜天井、高天井、足場が必要な天井高等の詳細数値を市で統一・提示してほしい。	器具仕様・サイズ・形状等の詳細については、市として、現在配布している資料(機器一覧表および参考図面)以上の詳細データは保有しておりません。各社において、配布資料を精査し、必要に応じて専門業者としての推察・知見を活かして積算条件を設定してください。なお、提案にあたっては、どのような前提条件で算出を行ったか、根拠を明確にして提案書に記載してください。 また、天井高および足場条件についても、参考図面(断面図等)に基づき、各社で算出・判断してください。
9	実施要領 6p	事前現地調査の可否についてはどのようなか。	提案書作成にあたり、希望する参加事業者に対しては、学校運営に支障のない範囲で現地確認を可能とします。なお、実施方法、日時、確認可能範囲等については本市が指定する条件に従うものとし、短時間かつ目視等による非破壊での確認を前提とします。現地調査を希望する場合は、参加資格確認結果の通知後に事務局までお問い合わせください。
10	実施要領 7p	事業実績調書の記入にあたり、項目 1(リース実績等)はリース役割を担う事業者が記入し、項目 2(設計・施工実績等)は施工役割およびその他の役割を担う事業者が記入するという認識でよいか。	ご認識のとおりです。 事業実績調書については、各事業者が本事業において担う役割(リース、施工、維持管理等)に応じた実績を、それぞれの項目に記入してください。なお、グループ内で複数の事業者が同一の役割(例:施工会社 2 社)を担う場合は、それぞれの事業者の実績がわかるように作成してください。

11	実施要領 8p	様式 10 の記載要領において「配置の集約」と「台数を減らす提案を控えること」の記述が混在している。「原則、既設と同位置・同台数とし、集約は認めない」という理解でよいか。	実施要領記載のとおり、原則は「既設と同位置・同台数」での更新とします。 「特段の事情が無い限り」としているのは、公平性を担保するとともに、安易な間引きによる照度不足を防ぐためのものであるため、最新の JIS 照度基準等に照らし、過剰な照明配置であると客観的に判断され、かつ学校運営に支障がないと認められる合理的な理由がある場合に限り、配置の集約(撤去のみ)の提案は可能です。その場合は、提案書においてその根拠を明確に示してください。
12	実施要領 9p	提案書において、機器メーカー名に加え、その他の構成事業者(施工会社、保守点検会社等)の社名を記載してもよいか。	問題ありません。事業実施体制(施工、保守点検等)を明らかにするために必要な範囲で、構成事業者の名称や役割・担当業務を記載してください。
13	実施要領 9p	既設照明・提案照明一覧表の作成にあたり、既設の消費電力が不明なもの(白熱灯、水銀灯等)について、市が指定する一定の数値を仮定して算出してよいか。	既設照明の消費電力算出にあたり、定格消費電力が不明な場合は、以下の数値を基準(仮定値)として算出してください。 ●白熱灯:60W ●水銀灯:415W(安定器損失含む) なお、その他の種別で判断が困難なものについては、JIS 規格やメーカーの公表値等、客観的な根拠に基づき算出し、その根拠を明記してください。

14	実施要領 10p	省エネ効果等の算出にあたり、市が想定する「年間点灯時間」「電気料金単価」および「温室効果ガス排出係数」を提示いただけますでしょうか。また、対象施設の高圧・低圧の契約区分についても併せて教えてください。	<p>本提案における比較基準として、以下の数値を用いて算出してください。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 年間点灯時間:1,200 時間 2. 電気料金単価:30 円/kWh 3. 温室効果ガス排出係数:0.341 <p>なお、本事業の対象施設については、電力受給実態を精査した結果、すべて「高圧」の契約区分として取り扱うものとします。したがって、温室効果ガス排出係数については、実施要領に記載の「高圧」の数値を用いて算出してください。</p> <p>また、同一敷地内の屋外灯等において低圧契約が混在する場合であっても、比較の公平性を期すため、本提案においては一律で「高圧」として算定してください。</p>
15	実施要領 14p	基本協定に基づく現地調査の実施後、議会の否決等により本契約に至らなかった場合、当該調査費用は市が負担するという理解でよいか。	現地調査に要する費用は、本契約に至らなかった場合を含め、優先交渉権者の負担となります。

16	仕様書 1p	各学校における施工可能な時間帯、および土日祝日の作業可否について教えてください。	<p>施工可能な時間は、原則として平日の授業時間内(放課後を含む)および長期休業期間とします。特に平日の日中については、不使用教室を順次施工するなど、授業に支障のない範囲で学校運営と両立した効率的な施工計画を検討してください。なお、夜間(18時～翌6時)の作業については、防犯上の懸念や近隣住民への騒音被害、施設開放事業等の観点から原則として認めません。また、土日祝日の作業についても、「学校における働き方改革」の観点から原則として推奨しませんが、やむを得ず提案に含める場合は、教職員の立会い負担等を最小限に抑える管理体制の構築を条件とします。</p> <p>本事業においては、地域住民や学校運営への配慮と教職員の負担軽減を両立しつつ、迅速に事業を完了させるための具体的な創意工夫を求めており、専門業者としての知見に基づく提案を求めます。</p> <p>なお、実際の施工日時等の詳細は、選定後に各学校および本市との協議により確定するものとします。</p>
17	仕様書 2p	調査の結果、既に LED 化されている器具が対象に含まれていた場合、その交換費用等を事業費に追加することは可能か。	<p>仕様書「5 対象器具」に記載のとおり、既に LED 化されている器具であっても、標準的な耐用年数を超過している場合は事業対象となります。公表資料及び事前現地確認等により通常把握可能な範囲については、あらかじめ更新費用を見込んだうえで提案してください。</p> <p>したがって、原則としてこれらを理由とした事業費の増額は認められません。ただし、優先交渉権者決定後の現地詳細調査において、通常の事前確認では把握困難な条件差異等が判明した場合は、その内容を確認のうえ、必要に応じ本市と優先交渉権者で協議を行うものとします。</p>

18	仕様書 2p	既に LED 化されている器具のうち、耐用年数を超過しているかどうかの判断根拠(設置年度の記録、銘板、メーカー情報等)は何を優先すべきか。また、設置年度が不明な場合の判断基準を示してほしい。	耐用年数の超過については、原則として器具の銘板や設置記録等の客観的な資料を根拠とします。 ただし、設置年度が不明なものについては、器具の劣化状況や既存ランプの型式、現地の運用状況等を踏まえ、提案者の専門的な知見に基づき判断してください。なお、最終的な対象範囲の決定は、現地調査の結果を報告の上、本市と協議するものとします。
19	仕様書 2p	仕様書に記載のある「メーカー作業手順書等」とは、機器の「取扱説明書」という認識でよいか。	機器の「取扱説明書」に加え、メーカーが発行する「施工説明書(取付説明書)」等を指します。本事業における施工品質を確保するため、適切な取付け方法や配線上の留意事項等が確認できる書類を提出してください。個別の作業員向けの作業マニュアル等を独自に作成することまでを求めるものではありません。
20	仕様書 2p	現地調査の結果、対象物件一覧表(仕様書別添)と差異が生じた場合、契約金額(賃借料)の変更について協議が可能か。	仕様書「5 対象器具」の規定に基づき、現地調査及び実施設計の結果、対象器具の数量等に変更が生じた場合は、必要に応じ変更契約により対応します。 ただし、公表資料及び事前現地確認等により通常把握可能な事項に起因する数量、仕様その他施工条件の調整については、原則として提案時の事業費(提案額)の範囲内で対応するものとします。 一方、通常の事前確認では把握困難な条件差異等が判明した場合、又は本市の要請により仕様等を変更する場合であって、事業費(賃借料)の増減を伴うときは、その内容を確認のうえ、必要に応じ本市と優先交渉権者で協議し、変更契約により対応するものとします。

21	仕様書 2p	<p>照明器具及びLED照明器具の製造・販売実績年数に関する要件について、LED照明市場の急速な普及及び技術革新の状況を踏まえると、参加可能な事業者が著しく限定され、競争性が阻害される懸念があります。JIL5004登録製品であることや一定規模以上の納入実績をもって年数要件の代替又は同等品としての承認は認められるか、及び要件の見直し予定についてお聞きします。</p> <p>あわせて、ライトバータイプのLED照明器具における電源部と発光部の分離構造を原則とする要件について、当該構造を必須とする合理的根拠及び要件の見直し予定をお聞きします。</p> <p>また、耐震性・安全性・保守性が客観的資料により確認可能な場合、同等以上の性能を有するものとして提案対象とすることができるかについても併せてお聞きします。</p>	<p>本事業における照明器具及びLED照明器具の製造・販売実績年数に関する要件は、学校施設における長期的な使用を前提とした維持管理性、安定供給体制、保守対応能力及び継続的な製品供給実績を総合的に考慮した上で設定しています。本事業は10年間の長期リース契約であり、賃貸借期間終了後は照明器具一式を発注者へ引き渡すこととしていることから、製品性能のみならず、契約期間にわたる部材供給、修繕対応及び事業継続性についても重視しています。</p> <p>なお、本要件は特定メーカーを対象とすることを意図したのではなく、本市が求める事業品質及び維持管理水準を確保する観点から設定しているものです。また、JIL5004登録製品であることや一定規模以上の納入実績を有することは、製品品質や供給実績を判断する上での参考要素の一つと認識していますが、仕様書に定める要件を直ちに代替するものではありません。</p> <p>さらに、ライトバータイプのLED照明器具については、学校施設における将来的な維持管理及び更新対応時の作業性等を考慮し、原則として電源部と発光部が分離可能な構造を標準仕様として想定しています。なお、仕様書記載のとおり、ライトバー側電源一体型等、これと異なる構造を提案する場合は、同等以上の耐久性、安全性及び保守の容易性を有することについて、提案書において明らかにしてください。</p> <p>なお、現時点で、仕様書記載内容の変更は予定していません。</p>
----	-----------	--	---

22	仕様書 3p	<p>各学校のアスベスト調査資料の提供有無、および事業者による調査の要否や調査費・処分費等の負担について。</p> <p>ランプ交換への変更可否について。</p> <p>調査結果の提供が困難な場合には、天井開口作業が必要な箇所を一律に事業対象外とすることは可能か。</p>	<p>本市の認識では、対象施設におけるアスベスト対策は概ね完了しているものと考えておりますが、照明器具の設置箇所(天井裏等)に特化した詳細な調査資料の提供は行いません。現地調査において、提案者の責任により状況を確認してください。なお、調査に要する費用は受注者の負担とします。</p> <p>調査の結果、万が一、アスベストの含有が判明し、本事業の実施にあたって除去等の対策が必要となった場合の費用及び工期等については、本市と受注者で別途協議するものとします。</p> <p>また、天井開口作業が必要な箇所を一律に事業対象外とすることは認められません。特殊な状況下における更新方法については、仕様書「6 LED 照明器具仕様」の(3)に基づき、ランプ交換による対応を含め、各施設の状況に応じた最適な工法を提案してください。</p>
23	仕様書 3p	<p>仕様書にある「原則として同一メーカーの製品を選定」について、諸室の用途に応じた最適な器具選定(適材適所)や納期遅延回避を目的として、複数のメーカーを組み合わせることは可能か。</p>	<p>提案可能です。「原則同一メーカー」としている意図は、将来的なメンテナンスの効率化や部品調達の簡素化にあります。各諸室の用途(教室、体育館、外灯等)に合わせた最適な性能の確保や、確実な納期管理のために複数メーカーを組み合わせることは、合理的な理由として認められます。ただし、その場合は、複数メーカーとする理由および保守管理体制への影響がない旨を提案書に明記してください。</p>

24	仕様書 3p	「撤去した照明器具等は、関係法令を遵守し、適正に処理すること」について、賃貸人(市)が排出事業者として事務代行等を行い、費用を立て替えるという解釈でよいか。もしくは、工事を実施した者が排出事業者として適正に処分するという解釈か。	撤去した照明器具等の処分にあたっては、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」その他関係法令に基づき、元請業者である受注者が排出事業者として、その責任において適正に処理してください。処分に要する費用は受注者の負担とし、マニフェスト(産業廃棄物管理票)の交付・管理等、法令上必要な手続きを適切に行うものとします。 なお、本事業において市が排出事業者となることは想定していません。
25	仕様書 3p	既設電線の交換範囲は、器具付近に限定される認識でよいか。	本業務における電線交換の範囲は、原則として「照明器具の更新に伴い直接的に触れる範囲(器具内および器具近傍の配線)」とします。 器具更新の作業過程において、当該箇所付近の著しい劣化や絶縁不良等を発見した場合は、受注者の責任において適切に補修・交換を行ってください。ただし、配線路全体の更新が必要な事案等については、本市への報告に基づき、個別に協議を行うものとします。
26	仕様書 3p	将来的な教室変更が予想される場合も、分電盤の回路名称変更は必要との認識でよいか。	ご認識のとおりです。本業務の完了時点において、実際の教室等の配置と分電盤の表示に齟齬がないよう、適切な名称変更を行ってください。具体的な表記名等については、協議により決定します。
27	仕様書 3p	LED チップの製造業者がNDA(秘密保持契約)等により非公開とされている場合、どのように記載すべきか。品質保証が担保されている場合、機密保持の観点から必ずしも外部提出(開示)は必要ないとの理解でよいか。	LEDチップの製造業者名がNDA等により非公開である場合は、必ずしも具体的な業者名の記載を求めるものではありません。ただし、その場合であっても、チップの品質、信頼性、及び将来的な保守体制が十分に確保されていることを、照明器具メーカーの品質保証等に基づき提案書内で補足してください。

28	仕様書 3p	施工前の回路調査(ブレーカー操作等)にあたり、授業等への影響を避けるため、夜間および土日祝日の作業を可能としてほしい。	<p>回路調査等の詳細調査については、原則として「夏季休業期間」および「平日の放課後」において、学校運営に支障のない範囲で実施してください。</p> <p>本事業では、事業者選定後の8月から10月までを調査・設計期間として想定しており、夏季休業期間を有効に活用することで、授業への影響を回避しつつ、教職員の休日立ち会い負担を最小限に抑えた工程管理が可能であると考えています。</p> <p>停電を伴う作業が必要な場合であっても、まずは上記期間内での調整を優先し、安易に土日祝日や夜間の作業を前提とした計画としないよう留意してください。なお、どうしても土日祝日や夜間の作業が避けられない特別な事情がある場合に限り、管理体制を提案の上で個別に協議するものとします。</p> <p>※質問No.16も参照のこと。</p>
29	仕様書 4p	高所作業車が近接できない箇所において、作業足場を設置する等の施工方法の変更、およびそれに伴う積算額(提案金額)の変更は可能か。	設置箇所の状況に応じた最適な施工方法の選定、およびそれに要する費用の積算は、提案者の責任において行うものとします。本事業は提案された賃借料の範囲内で実施するものであるため、施工方法の変更等を理由とした、積算額の変更は想定しておりません。各施設の状況を十分に考慮した上で提案してください。
30	仕様書 4p	工事期間中、各学校に現場事務所を個別に設置することは必須か。	全校への個別の現場事務所設置を必須とするものではありません。ただし、本事業を安全かつ円滑に遂行するため、現場管理の拠点(統括事務所等)を適切に配置するものとし、その配置計画を提案書に記載してください。なお、各学校における資材置き場や作業員休憩所の確保等については、各学校長と協議の上、指定された範囲内で対応するものとします。

31	仕様書 4p	<p>工事により発生する発生材の処分にあたり、施設の敷地内に産業廃棄物保管容器(産廃ボックス・コンテナ等)を設置することは可能か。</p> <p>また、照明器具の納品場所等を確保可能か。</p>	<p>児童生徒の安全確保および学校運営に支障のない範囲で、施設敷地内への産業廃棄物保管容器(産廃ボックス・コンテナ等)の設置ならびに照明器具の仮置き・納品場所の確保は可能と考えます。</p> <p>ただし、設置場所、設置期間、安全対策その他必要事項については、事前に各学校と協議のうえ、その指示に従うものとしします。また、当該場所における安全管理および資材管理は受注者の責任において適切に行うものとしします。</p> <p>なお、工事期間外の長期間の放置や、近隣住民への影響が懸念される配置は認めません。</p>
32	仕様書 4p	<p>仕様書にある「既設の電線、吊りボルト等の流用部分の劣化」について、具体的な判断基準を示してほしい。</p>	<p>具体的な数値等の基準は示しませんが、電気設備の技術基準や内線規程等の関係法令、およびメーカーの推奨基準に基づき、提案者の専門的な知見により適切に判断してください。</p> <p>現地調査において、経年劣化による著しい腐食、変形、絶縁不良など、将来的に安全上の支障をきたすと認められる場合は、提案者の責任において必要な措置を講じるものとしします。</p>
33	仕様書 4p	<p>仕様書にある「天井の塗装補修等」について、塗装補修等が必要かどうかの判断基準は、軽微の状態の場合のみとの認識でよいか、および提案段階での提示のあり方について示してほしい。</p>	<p>「軽微な場合のみ」に限定されるものではありません。既存器具の撤去跡が残り、学校施設としての美観を損なうと判断される箇所については、受注者の負担において適切に補修を行うものとしします。</p> <p>なお、提案段階においては、想定される補修の考え方や工法、費用負担の範囲について提案書に明記してください。具体的な施工箇所や詳細な補修方法については、優先交渉権者選定後の詳細な現地調査の結果に基づき、本市と協議の上で決定するものとしします。</p>

34	仕様書 4p	<p>PCB 含有安定器が確認された場合、その処分・移動・処理費用は発注者(市)の負担という認識でよいか。</p> <p>保管容器の準備主体、および所有者(蕨市)への引き渡し方法について教えてください。</p>	<p>PCB 含有安定器の処分・処理費用については、本市の負担とします。ただし、PCB 含有の有無の確認、既存器具からの取り外し、本市が指定する保管場所までの運搬、整理、梱包その他引き渡しまでに必要となる作業ならびに保管容器の準備に要する費用は、受注者の負担(本事業範囲内)とします。</p> <p>PCB 含有安定器が確認された場合は、関連法令に基づき適切に取り扱うとともに、速やかに本市へ報告してください。</p> <p>また、PCB 廃棄物については、法令上、所有者である本市が保管・処分義務を負うことから、受注者は法令を遵守した適切な絶縁処理および梱包を行った上で、本市が指定する市有施設内の保管場所へ運搬し、引き渡すものとします。</p> <p>なお、引き渡し方法、保管手順、報告様式その他必要事項については、発見時に本市と協議のうえ決定するものとします。</p>
35	仕様書 4p	<p>既設電線や吊りボルトの劣化は施工時に判明することが多く、現時点で範囲が確定できないため、発見された段階で費用等を別途協議とすることは可能か。</p>	<p>原則、公表資料及び現地確認等により通常把握可能な事項については、受注者において見込むものとしますが、施工段階において、通常の事前確認では把握困難な条件差異等が判明した場合は、その内容を確認のうえ、必要に応じ協議を行うものとします。</p>
36	仕様書 5p	<p>構造上、オートリフターの撤去が困難な場合は残置可能との認識でよいか。</p>	<p>仕様書記載のとおり、原則、既存のオートリフター機器の撤去を求めます。</p> <p>ただし、天井の構造や点検口の有無等により、物理的に撤去が困難であると判断される箇所については、個別に現地状況を確認の上、本市と協議を行うものとします。なお、撤去に伴う天井開口部の補修など、外観上および安全上の適切な処置については、本事業の範囲内(受注者負担)で実施してください。</p>

37	仕様書 5p	オートリフター以外に、調光機能や特殊制御(センサー等)を有する設備は存在するか。存在する場合、その箇所と内容を教えてほしい。	<p>本事業の対象施設において、オートリフター以外に市が把握している特殊な制御機能(中央監視盤による一括制御や複雑な調光システム等)はありません。原則として、通常の壁スイッチ等による点滅制御であると認識して差し支えありません。</p> <p>ただし、多目的室や一部の特別教室等において、既存器具が単体で調光機能や人感センサーを有している可能性はあります。これらについては、交付する参考図面の確認および現地調査(下見)を通じて、事業者において現況を把握してください。</p> <p>更新にあたっては、特段の指定がない限り、複雑な制御システムを維持・新設する必要はなく、標準的な点滅運用が可能な構成で提案してください。</p>
38	仕様書 5p	既設照明一覧表に非常灯及び誘導灯(兼用器具含む)と思われる機器が含まれているが、仕様書の通り「対象外」との認識でよいか。また、取扱いはどのようなか。	<p>仕様書のとおり、非常灯及び誘導灯については本事業の「対象外」とします。既設照明一覧表にこれらの機器が含まれている場合であっても、積算および提案に含める必要はありません。</p> <p>なお、当該機器の取扱いについては、現況のまま維持するものとし、本事業による更新や撤去の対象とはしません。</p>
39	仕様書 5p	既設照明一覧表に赤色灯が含まれているが、対象となるか。	<p>中央東小学校等にある廊下の赤色灯は、消火栓の表示灯(表示灯単体または消火栓箱一体型)を指します。</p> <p>誘導灯・非常灯・赤色灯(消火栓表示灯)等の消防設備関連は本事業の「対象外」としますので、積算および提案に含める必要はありません。</p>
40	仕様書 5p	仕様書にトイレ照明は「対象外」とあるが、既設照明一覧表に記載のトイレ照明は対象外との認識でよいか。	<p>仕様書のとおり、トイレ照明は本事業の「対象外」とします。</p> <p>現在(令和7年度～9年度)でトイレ改修工事を実施中ですので、全てのトイレ照明は本事業の「対象外」とします。</p>

41	仕様書 5p	体育館やステージ等の高所作業箇所の既存照明設置高について、各校・エリアごとの詳細を教えてください。	<p>各学校の既存照明設置高に関する一覧表等は保有しておりません。実施要領「8-(6)参考図面の交付」に基づき、事務局にて交付する参考図面(建築断面図等)を精査の上、事業者において算出・確認してください。</p> <p>なお、実施要領に記載の通り、施設によっては図面が存在しない場合や、現況と相違する場合があります。各施設の構造や現場環境(固定座席の有無やステージ形状等)によって作業条件が異なるため、必ず提供図面の確認等を通じて、専門業者としての知見に基づき、必要な高所作業設備や工法を自ら検討し、提案に反映させてください。</p>
42	仕様書 5p	照度低下が「経年劣化」によるものか、それ以外の「不具合」によるものか、どのような基準や方法で判断する想定か。	<p>照度低下の判断については、原則として各メーカーが公表している「設計寿命(定格寿命)」および「光束維持率」を基準とします。</p> <p>通常の使用環境において、設計寿命に達する前に著しい照度の低下が認められる場合等は、経年劣化ではなく「不具合」として扱い、受注者の責任において調査および必要な対応(交換等)を行うものとします。</p> <p>なお、判断にあたって疑義が生じた場合は、設置時の照度測定データとの比較や、メーカーによる鑑定結果等に基づき、本市と受注者で協議して決定するものとします。</p>
43	仕様書 5p	日常点検等で発見された不具合のうち、受注者の責めに帰さない事由によるもの(第三者の過失や天災、市側の管理不備等)の対応費用は別途協議となるか。	<p>ご認識のとおりです。</p> <p>明らかに「本市の故意または過失」による破損や、大規模な自然災害による滅失など、通常想定される維持管理の範囲を著しく超える事由については、その都度、本市と受注者で協議するものとします。</p>

44	仕様書 6p	賃貸借期間満了後に市へ無償譲渡されるため、リース会社側での固定資産税の負担は不要との認識でよいか。	<p>本件における固定資産税(償却資産税)の取扱いについては、本事業を賃貸借契約として整理しており、仕様書記載のとおり、賃貸借期間中に係る償却資産税の納付は不要と想定しております。</p> <p>なお、税務上の最終的な取扱いについては、受注者において関係法令等を十分確認のうえ、適切に対応してください。</p>
45	仕様書 6p	仮使用期間中に発生した照明器具等の不具合、破損、滅失等に係る修繕・交換費用について、発注者と受注者の責任分担はどのようになるか。	<p>仮使用期間中に発生した不具合、故障、破損等については、原則として受注者の責任および費用負担において速やかに対応するものとします。</p> <p>本事業における仮使用は、施工完了後、賃貸借期間開始までの間に設置済み器具を先行利用するものであり、当該期間における器具の正常な動作および施工品質の確保は受注者の責務とします。</p> <p>ただし、不具合等の原因が、本市による適切な使用方法に反する取扱いその他明らかに本市の故意または過失によるものであると客観的に認められる場合は、修繕・交換費用の負担について個別に協議するものとします。</p> <p>また、天災地変その他の不可抗力、または第三者の行為等、本市および受注者のいずれの責にも帰することができない事由により損害が生じた場合については、本市と受注者で協議のうえ、対応および費用負担を決定するものとします。</p>
46	仕様書 6p	スイッチやタイマー等、既存の付加設備の不具合対応は別途協議のうえ対応との認識でよいか。	既存付加設備に不具合が確認された場合は、速やかに本市へ報告するものとし、対応方法等については、本市と受注者で協議のうえ決定するものとします。

47	仕様書 6p	足場を使用して施工を行った箇所について、あらかじめ報告し検査時期を協議することの意図を教えてください。	本規定は、高所等の足場を必要とする箇所について、足場解体前に本市による施工状況の確認を行い、施工品質の確保および手戻りの防止を図ることを目的とするものです。 受注者においては、足場を使用する施工箇所および工程をあらかじめ提示した上で、本市と検査時期を調整してください。
48	仕様書 7p	最終処分完了を示す E 票の発行には数ヶ月を要するため、事業完了報告時には一旦 A 票(引渡時)を提出し、E 票は発行後に別途提出する形でよいか。	ご認識のとおりです。 最終的な処分完了を証明する E 票については、発行され次第、速やかに本市へ提出(または提示)することを条件に、完了報告書を受領いたします。
49	別紙 1	ペンダントライト(FCL30)の代替品選定について。	ペンダントライト(FCL30 相当)の箇所について、設置場所の状況(天井高や利用目的等)を考慮し、十分な照度が確保できるのであれば、シーリングライト(直付型)を選定いただいて差し支えありません。ただし、意匠性や配光分布が大きく変わる場合は、提案書等でその旨がわかるようにしてください。
50	別紙 1	器具種類の「H型」「無記入」「無(現調)」の器具詳細について。	機器一覧表の表記は、既存の管理資料に基づくものです。「H 型」は概ね反射笠付器具(トラフ・笠付等)を指しますが、いずれも交付する参考図面および現地調査(外観確認等)により、現況を優先して確認・判断してください。
51	別紙 1	膜天井埋込器具について。	塚越小学校プール(重層1階)の膜天井部分については、構造上、既存器具の撤去および新設が著しく困難であることが想定されるため、本事業の対象から除外して積算してください。 なお、当該箇所の LED 化について、膜材の着脱を伴わない特段の提案(工法の工夫等)がある場合は、オプション提案として受け付けますが、基本提案の価格比較には含めないものとします。

52	別紙 1	黒板灯の設置型(直付・埋込)について。	既存の黒板灯の設置状況は施設により異なりますが、更新にあたっては原則として「直付型」の選定を推奨します。埋込型から直付型へ変更する場合の開口部の補修等についても、適切に対応してください。
53	別紙 1	調光必須箇所の有無について。	<p>特段の指定がない限り、一律に調光機能(専用コントローラ等による制御)を求める箇所はありません。ただし、多目的室や視聴覚室等で、事業者として調光機能の維持が必要と判断した場合は、個別に提案してください。</p> <p>なお、調光等の特殊な機能を実現するために、一部の器具でメーカーが異なることについては、機能やメンテナンス性が確保されている限り、妨げるものではありません。</p>
54	別紙 1	事業者確定後の詳細設計において、提案内容から器具の仕様や台数が変更になった場合、金額や仕様の変更は認められるか。	<p>原則として、提案いただいた事業費の増額及び提案時の主要な機器仕様を下回る変更は認められません。</p> <p>また、公表資料及び事前現地確認等により通常把握可能な事項に起因する数量、仕様その他施工条件の調整については、提案時の事業費(賃借料)の範囲内で対応するものとします。</p> <p>ただし、優先交渉権者決定後の現地詳細調査において、通常の事前確認では把握困難な条件差異等が判明した場合、又は本市の要請により仕様等を変更する場合は、その内容を確認のうえ、必要に応じ本市と優先交渉権者で協議を行うものとします。</p>

55	別紙 4	リスク分担表において、金利変動および物価変動に発注者・受注者双方が「○」となっている。これらは、変動が生じた際に両者で協議して決定するという認識でよいか。	契約期間中に、契約締結時に通常予見し得ない著しい経済情勢の変動等が生じた場合は、必要に応じ、客観的資料に基づき協議を行うことがあります。
56	その他	建設業法等の遵守が必要な業務(設置工事等)について、リース会社が発注する納入業者が担当し、リース会社は完成物件の賃貸借契約を締結するという認識でよいか。	ご認識のとおりです。 ただし、事業全体の履行に関する一切の責任は、本市との契約当事者である受注者が負うものとします。
57	その他	自然災害、感染症、国際情勢の変化等、受注者の責めに帰さない不可抗力により製品・資材の納期遅延が生じた場合、工期延長、リース開始日の変更、代替品の提案、遅延損害金等の取扱いについて協議は可能か。	原則として、受注者は定められた履行期限までに本事業を完了するものとします。 ただし、大規模な自然災害、感染症の拡大、国際情勢の急変、流通の混乱その他受注者の責めに帰することができない不可抗力により、製品・資材の納期遅延等が生じ、工期への影響が避けられないと本市が認めた場合は、履行期間の延長、リース開始日の変更、代替品の採用その他必要な対応について、本市と受注者で協議を行うものとします。 なお、受注者は、遅延のおそれが生じた段階で速やかに本市へ報告するとともに、メーカー回答書等の客観的資料を提出し、事業への影響を最小限とするための対応策を提示してください。 また、当該遅延が受注者の責に帰することができない事由によるものと本市が判断した場合は、遅延損害金等の対象とはしません。 なお、賃貸借期間に変更が生じる場合は、実際の期間に基づき賃借料を精算するものとします。

58	その他	本事業に係る契約書(約款を含む)のひな型の開示はあるか。	<p>本市が指定する契約書(約款を含む)のひな型は提示しません。</p> <p>契約締結にあたっては、優先交渉権者が使用している標準的な契約書案を参考として、本市と協議のうえ決定します。</p> <p>ただし、契約内容は地方自治法及び蕨市財務規則、その他関係法令に適合するものでなければなりません。</p> <p>また、本プロポーザル実施要領、仕様書及び提案内容を反映する必要があるため、提示された契約条項(免責、損害賠償、契約解除その他の条項を含む。)について、本市が公的契約として適当でない判断した場合は、協議のうえ修正を求めることがあります。</p>
59	その他	入札・契約保証金の要否、消費税増税時の負担対応、犯罪収益移転防止法に伴う本人確認手続きへの協力可否、履行保証保険の更新方法について。	<p>入札保証金および契約保証金は、いずれも免除とします。</p> <p>また、リース期間中に消費税率の改正があった場合は、関係法令および本市規定に基づき対応するものとします。</p> <p>履行保証保険については、保険期間を分割し、更新継続方式により加入することも可能とします。</p> <p>ただし、契約期間を通じて保証が途切れないことを条件とします。</p> <p>なお、犯罪収益移転防止法等の関係法令に基づき必要となる本人確認手続きについては、対応可能な範囲で協力するものとします。</p>

60	その他	契約解除時の違約金(残リース料相当額)の支払い可否、天変地異による物件滅失・毀損時の費用負担(動産総合保険対象外の場合を含む)、および学校統廃合に伴う物件使用不可時の賃料支払いについて。	<p>本事業の契約期間中における対象施設の統廃合については、現時点で具体的な計画はありません。</p> <p>ただし、本市の都合による契約解除や、統廃合その他やむを得ない事情により物件が使用不能となった場合の契約残期間に係るリース料の取扱いについては、その時点の状況を踏まえ、受注者と協議のうえ、本市規定等に基づき対応するものとしします。</p> <p>また、地震、噴火、津波その他動産総合保険の対象外となる天変地異により、物件が滅失または毀損した場合の費用負担や残リース料の取扱いについても、双方協議のうえ決定するものとしします。</p>
61	その他	本件対象の施設においては、新耐震基準を満たしている、または耐震改修工事済みという認識でよろしいでしょうか。	<p>建物の構造体に関する耐震化対策は、全校において完了しております。(詳細は市ホームページ等をご確認ください)</p> <p>なお、照明器具の設置にあたっては、非構造部材(天井材等)の現況及び事前現地確認等の結果を踏まえ、関係法令等に基づき、受注者の責任において適切な落下防止等の安全対策を講じてください。</p>
62	その他	事業者にて工事における第三者への損害賠償義務があるため、施設賠償保険への加入を検討しています。それに伴い、本件設置先の生徒数をそれぞれご教示いただくことは可能でしょうか。	<p>各学校の児童・生徒数については年度により変動するため、本回答書への一覧掲載は控えます。</p> <p>保険加入の検討等により詳細な人数の把握が必要な場合は、本事業の参加資格確認結果の通知後に事務局へお問い合わせいただければ、直近のデータを提供します。</p>

以上

※ 本回答書は、実施要領及び仕様書等を補足・修正するものであり、本回答書に明記のない事項については、実施要領、仕様書、及び関係法令の規定に従うものとしします。